

# 措置状況の報告（意見）

福祉部（R8. 1. 13 実施監査）

チェック事項 所属名		収入事務について	契約事務について
生活福祉課	意見	<p>・前回、遺骨の引渡しに伴う葬祭費用等の返還請求について、納期限が納入通知書に定められていなかった件は、今回も措置されていないものがあった。</p> <p>会計規則にのっとり、適正に事務処理をすること。                      本事案については、前回注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったため、意見としたものである。今回の指摘を真摯に受け止め、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>・前回、行旅病人及び行旅死亡人取扱業務委託(単価契約)について、予定価格書を封入する封筒の日付が見積執行日ではなかった件は、今回も措置されていなかった。</p> <p>業務委託等の手引きにのっとり、適正に事務処理をすること。                      本事案については、前回注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったため、意見としたものである。今回の指摘を真摯に受け止め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
	措置状況	<p>令和7年度中に新たに生じた遺骨の引渡しに伴う葬祭費用等の返還請求につきましては、会計規則の規定により、通知日から20日以内の日付で納期限を設定し納付書を発行しております。</p>	<p>令和8年度の実行病人及び行旅死亡人取扱業務委託(単価契約)の見積執行につきましては、予定価格を封入する封筒の日付を見積執行日として作成しております。</p>

# 措置状況の報告（意見）

福祉部（R8. 1. 13 実施監査）

チェック事項 所属名		収入事務について
高齢者いきがい課	意見	<p>・前回、川越市老人福祉センター西後楽会館自動販売機電気使用料・保険料について、納期限後20日以内に督促状による督促を行っていなかった件は、今回も措置されていなかった。</p> <p>会計規則にのっとり、適正に事務処理をすること。                      本事案については、前回注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったため、意見としたものである。今回の指摘を真摯に受け止め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
	措置状況	<p>適正な債権管理を行うため、納期限内に入金が確認できない場合は、川越市会計規則第32条の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発付することを徹底いたします。また、納入義務者である川越市社会福祉協議会に対し、本件指摘内容を共有し、納期限内の入金について改めて強く要請いたしました。</p> <p>今後は、債権管理簿等を用いた課内での進捗管理を強化し、指摘事項の再発防止と適正な事務執行に万全を期してまいります。</p>